

# 大豆共済(全相殺方式)

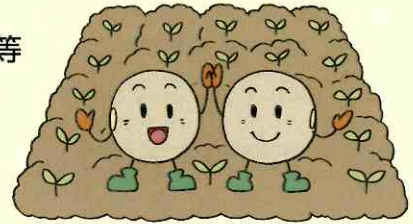
● 農家ごとに基準収穫量の最高9割を補償いたします。

## 加入要件は

大豆をJA等におおむね出荷されている方で、今後も出荷数量等が把握でき、5アール以上栽培されている方が加入できます。作付けしている全ての圃場について加入の申込みが必要です。

※「黒大豆」は加入対象から除かれ、一筆方式での加入となります。

※ 過去に出荷実績がない方は、加入することができません。



## 責任期間(補償する期間)は

発芽期から収穫期までです。「収穫期」とは収穫の適期に刈り取り、圃場により搬出するまでです。

## 共済金額(補償額)は

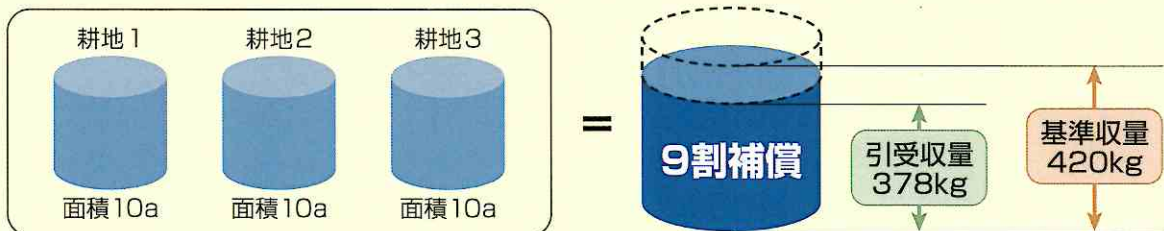
共済金額は被害(共済事故)にあったときの最高補償額です。基準収穫量(平年収穫量)の最高9割を補償します。 ※ 補償割合は9割、8割、7割から選択できます。

**基準収穫量 = 基準単収(10a当たりの収穫量) × 引受面積**

※ 基準単収は農家ごとに直近過去5カ年の出荷数量等を把握し、それを基礎に5カ年間の10a当たりの収穫量の中庸3カ年(過去5カ年間の出荷実績が5カ年分ない場合は出荷実績のある直近3カ年)の単純平均により算出されます。

例えば、3筆栽培し、基準単収140kg、kg当たり共済金額300円、補償割合9割の場合

※kg当たり共済金額は、農林水産大臣の告示により毎年変動します。



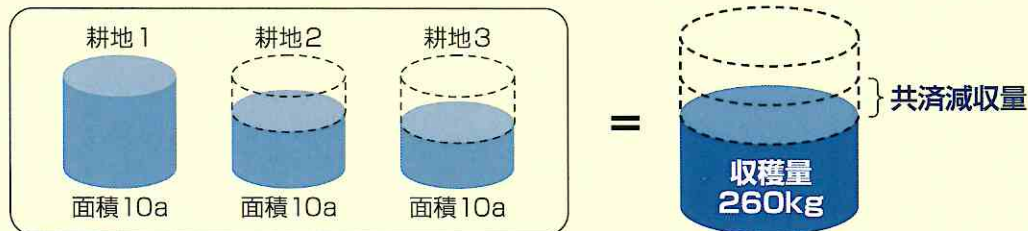
基準収穫量 = 420kg (140kg/10a × 30a【耕地1、2、3の合計面積】)

引受収量 = 378kg (420kg × 9割補償)

共済金額 = 113,400円 (300円/1kg × 378kg)

## 共済金の支払いは

例えば、収穫量が260kgであった場合



共済減収量 = 118kg (引受収量 378kg - 収分量 260kg)

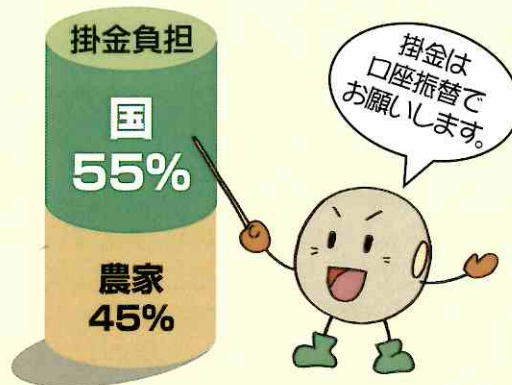
共済金 = 35,400円 (300円/1kg × 118kg)

※ 出荷量は特定加工用大豆以上の品位までとなります。

※ 営農継続支払は、農業者の当年産の収入に含めることとなりました。このため、支払われる共済金は、補償額から営農継続支払を控除したものになります。(平成27年産から)

## 共済掛金は

掛金の55%を国が負担しています。  
掛金率は危険段階区分ごとに異なり、  
農家ごとの危険段階は毎年見直されます。  
共済掛金以外に賦課金（事務費）が加算されますので  
ご了承ください。掛金の納入期限は7月31日です。



## 災害が発生したときは

農家ごとに実収穫量が引受収量を下回るような被害が見込まれるときは、最寄りのNOSAIへ被害申告をしてください。現地調査、出荷量等調査により減収量を調査いたします。

- ※ 全相殺方式はJA等の出荷量により収量を調査しますが、被害耕地の確認のため必ず被害申告をお願いします。
- ※ 収穫前にすき込み等をする場合は、事前にお知らせ下さい。

## 共済事故（補償する災害）は

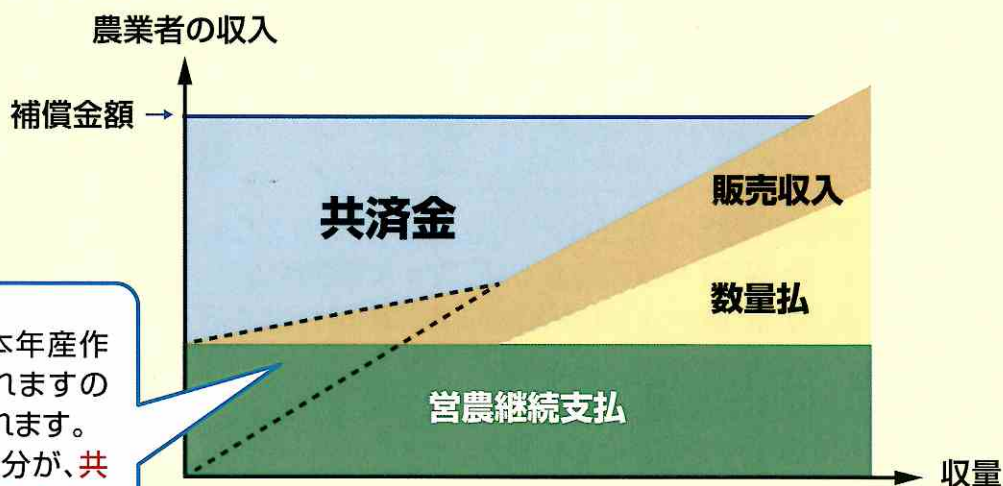
全ての気象災害、火災、病虫害、鳥獣害等です。

- ※ 通常すべき管理やその他損害防止（防除等）を怠った時は、分割評価を適用し、その減収分についての共済金は支払われません。
- ※ 以下の場合、共済金の一部又は全部が支払われない場合があります。
  - ・ 共済事故の発生通知を怠り、また悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
  - ・ 悪意もしくは重大な過失によって畑作物共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
  - ・ 植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害

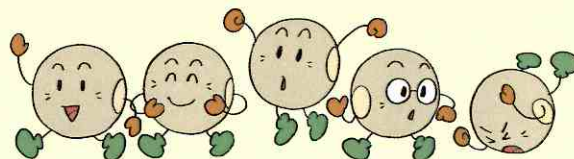


## 営農継続支払交付対象者の方の補償イメージ

※ 数量払いのみの場合は対象外となります。



「営農継続支払」は、本年産作付面積を基に支払われますので、農業者収入に含まれます。そのため、点線内の部分が、共済金支払対象から除かれます。



## 栃木県農業共済組合

### 本所

〒321-0903 宇都宮市下平出町前表319-1  
TEL 028-683-5531 FAX 028-683-5530



**NOSAIとちぎ**  
くわしくは、  
お近くのNOSAIへ